

少年に関する全ての警察官必携の一冊、7年ぶりの改訂!!

4訂版

4訂版  
わかりやすい  
少年警察活動

少年非行問題研究会 編

東京法令出版

# わかりやすい 少年警察活動

少年非行問題研究会 編

●A5判 ●240頁 ●定価 2,200円(本体 2,000円+税10%)

ISBN978-4-8090-1460-4 C3036 ¥2000E

少年を取り巻く現状から  
捜査上、手続上のポイントまで

少年警察活動が一からわかる!



## 改訂のポイント

★令和4年から施行された**改正少年法、特定少年**についての記述を追加。

★**ノンアルコール飲料、電子たばこ**等近年の少年によく見られる事案について解説。

★**SNS**に起因する子供の**性被害防止対策、集団的不良交友関係**の解消に向けた対策を詳解。



42 第3 少年事件の検査

### ① 少年事件の年齢区分

1 20歳～少年か否か

民法一部改正法により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、少年法は、18歳及び19歳の者について、成長途上にあり、可塑性を有することを踏まえ、少年法一部改正法により特定少年と定義し、引き続き少年法の適用対象としている。

19歳の特定少年による事件を検査していたところ、同少年が20歳になっ

同法上の少年として取り扱うことを認識して、必要な検査をもいかわらず、送致前に20歳になってしまった。しかし、もしもあなたが「20歳にならぬこともないだろう」と思ってしまったとしたら大

実務に直結する内容を  
イラストとわかりやすい書きぶりで解説

少年事件の処分は、その約6割が審判不開始又は不処分であり、保護処分もその約8割は保護観察となっている。ところが、20歳になると刑事手続に乗られ、刑事処分を受ける可能性もあるのである。つまり、その少年は、保護手続により遇處される機会を失ってしまうのである。保護処分と刑事処分を単純に比較することは難しいとはいえ、常識的には刑事処分の扱いが普通だろう。悪いのは罪を犯した少年が普通だろう。



## 内容見本

図 SNS等に起因する子供の性被害等防止対策 153

### ② SNS等に起因する子供の性被害等防止対策

#### 1 SNSに起因する性被害等防止対策

スマートフォンの普及に伴い、多人数とコミュニケーションが取れるウェブサイトや通信ゲーム等のSNSを通じて面識のない被害児童が知り合うことが容易になり、交際や知人関係等を発展する前に、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び重要犯罪等（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁）の被害が発生している。

##### (1) SNSに起因する被害の特徴

SNSに起因する性被害等に関する特徴

○ 被害児童の特徴

知り合ったのは、

○ 投稿内容は、「

「友達募集」で約

危険性の高い投

易な投稿をきっかけとして意図せず被害に遭っている児童が多いなどの特徴が挙げられる。また、SNSに起因して性被害等に遭った児童数は高水準で推移しており、未成年者誘拐を始めとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

(2) 児童はどのように犯罪被害に遭うのか

ところで、児童は、SNSを利用して、どのようにして犯罪被害に遭うのだろうか。

御承知のとおり、SNSは匿名性が非常に高く、容易に見つけ知らずの

## SNS起因の事案をはじめ、 福祉犯についても解説

16 第2 非行少年・要保護少年の早期発見

に該当する。

加熱式たばこを吸引、所持している少年を見た場合は補導措置とする。一方、電子たばこの場合には、カートリッジ内の液体に葉たばこを原料としたニコチンが含まれていれば喫煙行為として補導措置、葉たばこを原料としていないニコチンが含まれていれば葉物乱用行為として補導措置も考えられるが、一見して葉たばこを原料としたニコチンが含まれているか判別は難しい。しかし、チューのほかに心身に有害な影響を及ぼすものもあり、喫煙等不良行為のきっかけ。

するおそれも考えられることから、電子たばこの吸引行為を中止するよう口頭指導を行うことが適当である。

##### (2) 高額な喫煙具等の処置はどうするか

補導の対象となる「喫煙」には、たばこを吸うことだけでなく、吸う目的でたばこや喫煙具を所持する行為が含まれている。二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ閣スル法律には、たばこや喫煙具の没収規定があるが、手続規定がなく同法を適用して没収することは行われていない。現実には、たばこについては、少年に説教して自主廃棄させていること思

、加熱式喫煙具等はどうするのか。いずれにしても吸う目的でいたわけだから、少年から引き離すことが必要だ。安価なものな

ど得して本人が迷れば捨てる問題はないだろうが、加熱式等のように値が張り、廃棄させるわけにはいかないときは、保護



詳しくは  
こちら！



東京法令出版

# 少年警察活動を取り巻く環境の変化に対応 入門書としても最適!

## 目次

### 第1 少年事案の取扱いは大人と何が違うのか

- ① 少年事案の取扱いを甘く考えるな！
- ② 少年警察活動の基本
- ③ 少年の定義あれこれ

### 第2 非行少年・要保護少年の早期発見

- ① 不良行為少年の補導
- ② 街頭補導
- ③ 少年相談
- ④ 家出少年の発見保護
- ⑤ 福祉犯被害少年の発見保護
- ⑥ 児童虐待の被害児童の発見保護
- ⑦ いじめ問題への的確な対応
- ⑧ 校内暴力事件の早期把握

### 第3 少年事件の検査

- ① 少年事件の年齢区分
- ② 少年事件手続の特殊性
- ③ 呼出し
- ④ 取調べ
- ⑤ 逮捕
- ⑥ 留置
- ⑦ 少年の指紋採取等

- ⑧ 少年事件の送致
- ⑨ 簡易送致
- ⑩ 措置の選別と処遇意見
- ⑪ 少年の勾留
- ⑫ 非行なし事案をなくすために
- ⑬ 長期末処理事件をなくすために

### 第4 触法事件の処理要領

- ① 触法少年の取扱い
- ② 触法少年の送致・通告の判断
- ③ 触法事件の処理要領等

### 第5 ぐ犯事件の処理要領

- ① ぐ犯少年の保護制度
- ② ぐ犯少年の取扱い

### 第6 送致後の少年の処遇

- ① 家庭裁判所における処理
- ② 保護処分の実際

### 第7 少年の立ち直り支援と少年非行防止

- ① 非行少年を生まない社会づくり
- ② 繼続補導による立ち直り支援
- ③ 少年サポートセンター
- ④ 集団的不良交友関係の解消に向けた対策

- ⑤ 少年の社会参加活動
- ⑥ 情報発信
- ⑦ 薬物乱用防止教室・非行防止教室

### 第8 少年の福祉を害する犯罪の取締り

- ① 福祉犯の取締り
- ② 児童買春事犯の捜査
- ③ 児童ポルノ事犯の捜査
- ④ 児童福祉法違反事件の捜査
- ⑤ 青少年保護育成条例（淫行の禁止）違反事件の捜査

### 第9 少年の保護対策

- ① 少年を取り巻く社会環境の問題
- ② SNS等に起因する子供の性被害等防止対策
- ③ 児童虐待

### 参考資料

- ① 少年事件簡易送致書作成例
- ② 触法事件送致書類作成例
- ③ 触法事件通告書類作成例
- ④ ぐ犯事件送致書類作成例（家庭裁判所送致事件）

## 4訂版の発刊にあたって（抜粋）

少年を取り巻く社会情勢は、「選挙権年齢が満20年以上から満18年以上に引き下げられる」、「民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる」など、18歳及び19歳の少年が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことを期待する流れとなっています。

一方で、刑事司法においては、18歳及び19歳の少年であっても成長途上にあり、可塑性を有する存在と考えられ、少年法の適用では18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすることが適当であるとされました。

そこで、令和4年4月1日から施行された改正少年法においては、18歳及び19歳の者を「特定少年」と呼称し、その立場に応じた取扱いに関する特例等が定めされました。

本書が少年警察の入門書としても活用されていることを踏まえ、手に取った職員が少年警察活動の要点を捉え、適切な職務執行に繋げられるよう、今回の改訂についても当初の編集方針に沿った分かりやすい表記に努めております。

その他、ベテランの職員についても、本書を片手に少年警察関係の最新の法令や通達を参照することで振り返りの機会に活用いただくななど、本書が第一線の少年警察活動の一助となり、ひいては我が国の将来を担う少年の健全育成に寄与することができれば幸いです。

令和5年4月

少年非行問題研究会一同

### 4訂版 わかりやすい少年警察活動

定価2,200円（本体2,000円+税10%）【コード8694】

申込

部

（送料は実費。税込購入価格3,000円以上はサービス）

令和 年 月 日

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

（フリガナ）  
お取扱い者（自署）

（TEL） - - - )

お届け先住所

団体名

部署名

□ 公用

□ 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役

★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。

★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。

★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することができます。

★個人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。

★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL 026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。

★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo\_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 株式会社 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272（携帯電話からもお申込みできます。）

会社使用欄	団体コード	□納品済				入力印 チラク
		□請求済	□領收済	□	□	
在庫	ラベル	〒				